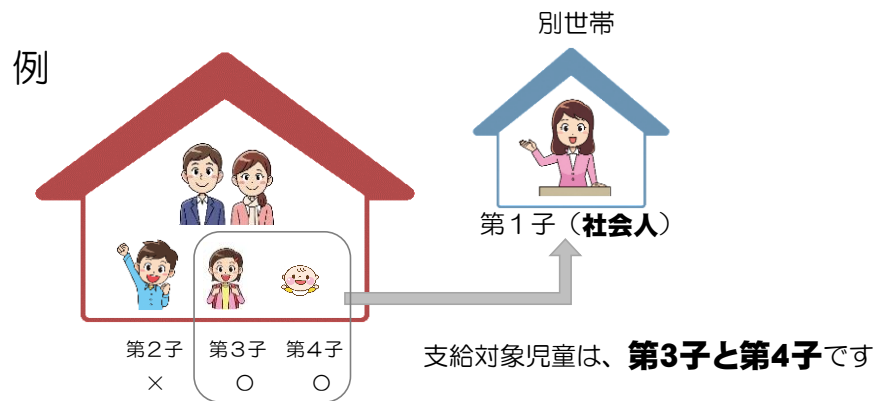


### 3人目以降の子どもを養育している家庭の考え方

税上の扶養控除の対象の有無に関係なく、

**すべての家庭の3人目以降の  
お子さん全員が対象になります。**



**<ご注意ください>** 次の場合、支給した子育てサポート祝金を返還していただくことがあります。

- 出生から1年以内に、乳児が町外へ転出するとき（保護者の転勤等やむを得ない場合を除きます）
- 出生から1年以内に、乳児を養育しなくなるとき
- 偽りその他不正に子育てサポート祝金を受給したとき

**【お問い合わせ先】 三戸町役場 住民福祉課**  
電話 **20-1151**